

## 2-5 安全・安心な都市づくり

### (1) 災害に強い都市づくり

#### ◇ 基本的な考え方 ◇

地震や水害など過去の災害の教訓を活かし、災害に強い都市構造の確立や防災施設・設備の充実、地域防災システムの整備など、市民との協働により、都市基盤施設の強靱化や市民の防災意識の高揚に努め、災害時の被害が最小限に抑えられるような、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

#### ① 防災機能の強化

##### ア. 災害に強い都市構造の形成

- ・ 地震災害等に備え、住宅・都市分野，産業構造分野，交通・物流分野，老朽対策分野等の多分野との連携強化のもとハード・ソフト両面から都市基盤施設の強靱化に努めます。
- ・ 防災に配慮した土地利用への誘導，避難地や延焼遮断帯となる幹線道路，公園，緑地等の都市防災空間の整備に努め，災害に強い都市構造の形成を目指します。

##### イ. 市街地の整備，改善

- ・ 土地区画整理事業等による市街地整備の推進により，災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 道路が狭あいでの防災上の課題を持つ地区については，地域住民の参画と協働を図り，地区計画制度等の活用により，老朽建築物の建て替え・不燃化，狭あい道路の拡幅，ポケットパークの整備，避難施設の確保など，長期的な再整備を進めます。

##### ウ. 建築物の不燃化・耐震化

- ・ 市庁舎，学校等災害時の避難所となる施設や人々が多く集まる公共的建築物，避難地・避難路・緊急輸送路周辺の建築物等の耐震化・不燃化を促進します。
- ・ 防火地域及び準防火地域の指定に基づいた建物の不燃化及び民間既存建築物の耐震化を促進します。

#### ② 防災施設，ライフラインの整備

- ・ 防災施設の整備や避難場所となるオープンスペースの確保を図るとともに，災害発生時における安全な避難，迅速かつ円滑な緊急輸送が確保できるよう，耐震性貯水槽，備蓄倉庫，避難路や緊急輸送路の確保・整備を図ります。
- ・ ライフライン施設については，耐震化等安定性の向上を図ります。また，災害用資材の計画的な備蓄を図るとともに，災害時のライフラインの復旧や運輸体制について関係機関と協議して検討を進めます。
- ・ 防火水槽や消火栓については，計画的に整備を進めるとともに，耐震防火水槽の整備を進めます。

③ 風水害・土砂災害の防止等

- ・ 大雨や洪水等の自然災害を未然に防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所における急傾斜地崩壊対策事業、土石流危険渓流における砂防堰堤の設置、山腹崩壊危険箇所における林地災害復旧事業・林地災害防止事業の実施など、治山、治水、砂防事業を地域住民の協力を得ながら積極的に推進します。
- ・ 幹線道路等において落石、堤防漏水等による被害が生じた場合は、管理主体と連携し、迅速な復旧に努めます。

④ 地域の防災力の強化

- ・ 地域防災計画の内容についての普及啓発、情報提供に努めることにより、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成等を図り、行政と地域が一体となった総合的な地域防災システムの確立を目指します。
- ・ 住宅用火災警報器の設置や防火・防災についての普及啓発活動を積極的に推進します。
- ・ 高梁川や新本川の洪水を想定して作成した洪水・土砂災害ハザードマップや地震ハザードマップ等を活用し、情報提供とともに内容の周知徹底を図ります。

⑤ 消防、救急体制の充実

- ・ 多様化する災害に対応するため、適切な施設の整備、改修を行い消防体制の充実を図ります。また、増加する救急需要に対応するため、医療機関との連携強化を図るとともに、救急資機材の整備に努めます。

## (2) 人にやさしい都市づくり

### ◇ 基本的な考え方 ◇

将来の人口減少・超高齢社会に対応し、暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、高齢者をはじめ障がい者や子供など、すべての人が積極的に社会参加や交流ができるよう、バリアフリー環境の整備や道路等の安全対策の推進を図ります。

#### ① ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー環境の整備

- ・平成24(2012)年3月に改定した「総社市障がい者計画」に基づいて、すべての人にとってやさしいまちづくりを進めます。
- ・歩道の設置や段差の解消など、人にやさしい道路整備を促進するとともに、公共交通機関、公園、不特定多数の人が利用する建築物についても、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者をはじめ誰もが自由に社会参加できるまちづくりを進めます。

#### ② 道路等の安全対策の推進

- ・交通量の増加に対応した歩車分離施設等の道路整備とともに、カーブミラー、ガードレール等、交通安全施設の整備を進めます。
- ・高齢者の事故を防止するため、用水路への転落防止柵の整備等に努めます。
- ・通学通園時における歩行者、自転車利用者の保護のため、安全面に配慮した歩道や交差点の整備等に努めます。
- ・点字ブロックの設置や歩道段差の解消など、歩行空間のバリアフリー化を推進するとともに、関係機関と連携し横断歩道設置箇所における信号機を設置する等、誰もが安全に利用できる道路環境整備に努めます。
- ・犯罪を未然に防ぐため、自治会等と協力しながら防犯灯の設置を促進します。
- ・市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図るための啓発を行うとともに、地域や関係機関と協力して総合的な交通安全対策を進めます。